



データベースの概要

医師の処方せんを必要とする「処方せん医薬品」のデータベースです。

対象となる薬品を商品名毎に判別することが可能です。

本データベースは、医療用医薬品マスタ収載の全ての薬品を網羅しています。

データベースの特徴

官報告示における「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品」に基づく「処方せん医薬品」に該当する薬品を個別医薬品コードで管理しています。

例

官報告示（抜粋）

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(13)アシクロビル。ただし、外用剤を除く。

処方せん医薬品のデータ（概略）

商品名	処方せんフラグ*
ゾビラックス眼軟膏3%	×
ビルレクス眼軟膏3%	×
アシクロビル眼軟膏3%「ニットー」	×
ゾビラックス顆粒40%	○
ゾビラックス錠400	○
ゾビラックス錠200	○
アシクロビル顆粒40%「サワイ」	○
ビクロックスシロップ8%	○

*○：処方せん医薬品、×：処方せん医薬品以外

データベースの機能

処方せん医薬品の判別

「処方せん医薬品」を商品名毎に判別することが可能なため、医師の処方せんを必要とする薬品の確認にご利用いただけます。

<参考>

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき
厚生労働大臣の指定する医薬品（厚生労働省告示第24号）」（抜粋）

次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。)

- 一 放射性医薬品(放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第一号に規定する放射性医薬品をいう。)
- 二 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬をいう。)
- 三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)
- 四 覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤をいう。)
- 五 覚せい剤原料(覚せい剤取締法第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。)
- 六 特定生物由来製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二条第十一項に規定する特定生物由来製品をいう。)
- 七 注射剤(前各号に掲げるものを除く。)
- 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

- (1) アカルボース
- (2) アカンプロサート
- (3) アキシチニブ
- (4) アクタリット
- (5) アクチノマイシンC
- (6) アクリジニウム臭化物
- (7) アコチアミド
- (8) ハーアザグアニン
- (9) アザセトロン
- (10) アザチオプリン
- (11) 亜酸化窒素
- (12) 亜酸化窒素・酸素
- (13) アシクロビル。ただし、外用剤を除く。
- (14) アジスロマイシン
- (15) アジマリン
- (16) 亜硝酸アミル
- (17) アジルサルタン
- (18) アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩
- (19) アステミゾール
- (20) アスナプレビル
- (21) アスピリン・ランソプラゾール

等

九 次に掲げるもの及びその製剤であって、動物に使用することを目的とするもの

- (1) オキシトシン
- (2) 血清性腺刺激ホルモン
- (3) 胎盤性腺刺激ホルモン

(2018年8月現在)